

# 第3次宮若市国土調査 (地籍調査)事業10年計画

令和5年度



宮若市役所  
土地対策課 国土調査係

## 目 次

1. 国土調査(地籍調査)事業 10 か年計画について…… 1～2
2. 宮若市地籍調査の工程一覧…………… 3
3. 地籍調査事業実施計画表(10 か年)…………… 4
4. 宮若市国土調査(地籍調査)事業実施計画図…………… 5
5. 資料…………… 6



## 国土調査(地籍調査)事業 10 か年計画について

### 1 計画の趣旨

国土調査(地籍調査)は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的として、国土調査法が制定された昭和 26 年から行われています。

さらに、事業の計画的な実施を促進するため、国は昭和 37 年に国土調査促進特別措置法を制定、これに基づき、翌昭和 38 年から国土調査事業十箇年計画が策定され、長期的な視点に立つ計画的な地籍調査が全国的に行われ、宮若市では、これまで第 2 次の計画が実施されてきたところです。

第 2 次宮若市国土調査(地籍調査)事業 10 か年計画については、令和 4 年度をもって計画期間が満了となることから、新たに令和 5 年度を初年度とする「第 3 次宮若市国土調査(地籍調査)事業 10 か年計画」を策定するものです。

### 2 計画の期間

令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間

### 3 経過及び現状

本市の国土調査(地籍調査)事業は平成 15 年度から実施され、令和 4 年度末調査済面積は、28.31km<sup>2</sup>となり進捗率は 23.49%です。

① 宮若市全体面積	139.99 km <sup>2</sup>	
② 国有林面積	12.08 km <sup>2</sup>	九州森林管理局資料より
③ 国土調査法 19 条 5 項指定面積	7.38 km <sup>2</sup>	別紙(資料)
④ 宮若市国土調査全体面積	120.53 km <sup>2</sup>	① - ② - ③
⑤ 調査済面積	28.31 km <sup>2</sup>	令和 4 年度末
⑥ 進捗率	23.49 %	⑤ ÷ ④

### 4 調査区域の選定(P4・P5)

本市の国土調査(地籍調査)事業については、平成 15 年度より宮田地区の笠松地区から事業着手し、さらに平成 27 年度より調査体制を 2 班とし、若宮地区の山口地区から着手し事業を実施してきました。

計画区域については、地籍調査実施地区の隣接地区及び国が重点的な財政支援に取り組む災害対策、林業施業・保全の政策に連携した地区を考慮し選定を行いました。

## 5 計画の目標面積及び調査期間

単位面積当たりの事業費の上昇傾向が続くなか、その一方で補助金の大幅な増加は見込みにくい状況となっていますが、本市の平均年間調査面積(過去実績)及び国が重点的な財政支援に取り組んでいる災害対策及び林業施業・保全の政策に連携した事業などを勘案し、各地区の目標面積を年間約 1.00km<sup>2</sup>とし、10 年間で合計 20.01km<sup>2</sup>を見込んでいます。

また、調査期間については、2班体制(宮田地区1班、若宮地区1班)で実施した場合、土地改良事業等による19条5項指定地区の追加により令和43年度の調査完了を見込んでいます。

## 6 地籍調査に関する新たな調査手法の検討

国土交通省は、国土調査(地籍調査)の迅速化に向けた対策として、所有者検索のため各種情報へのアクセスの円滑化や、筆界案の公告等による調査手法の導入など調査手続の抜本的見直しを行いました。

また、民間事業者による測量・調査成果を活用した効率的な地籍整備を推進しており、さらに、効率的で先進的な調査手法の導入を図っています。

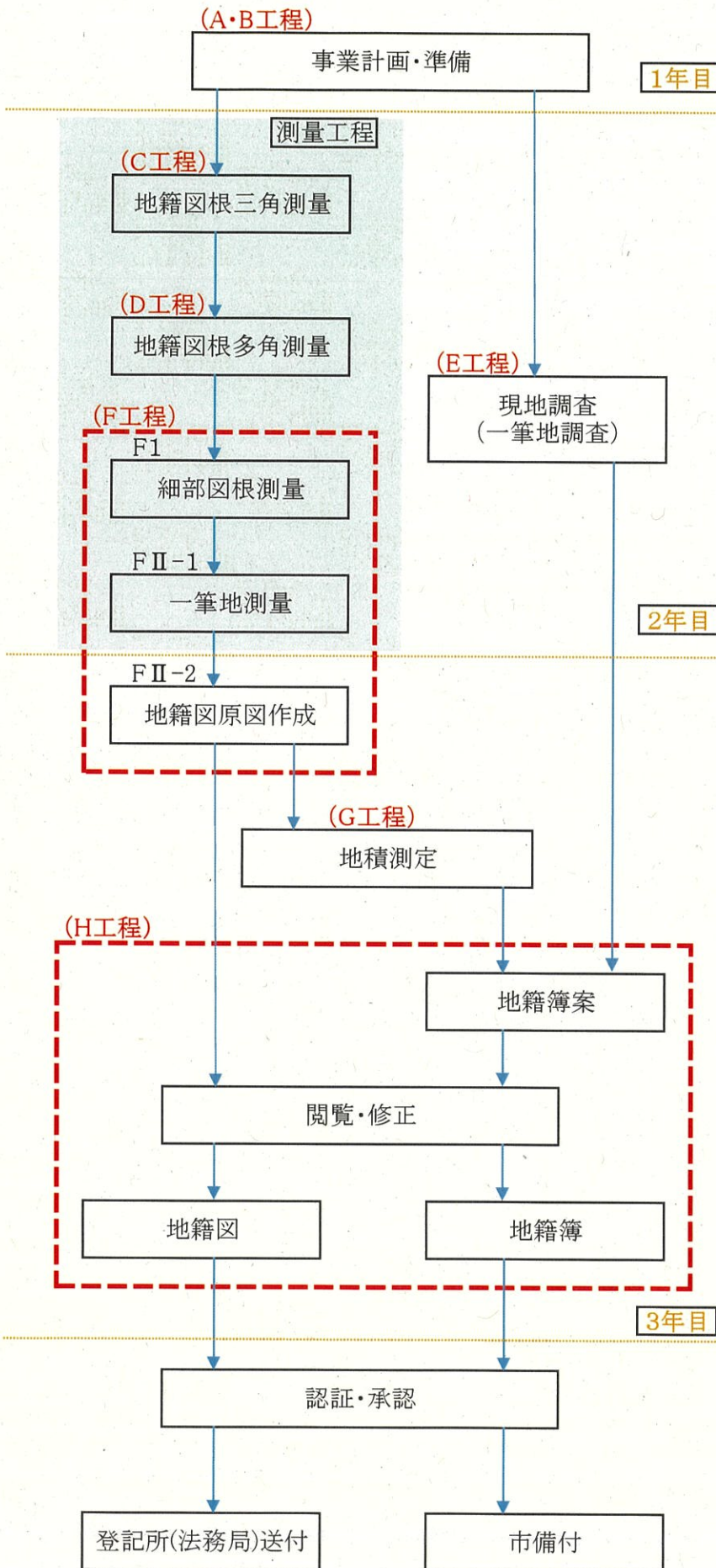
本市も国の動向を受けて、事業を効率的に進めるため、調査の簡略化や今後の調査対象地区の地域的特性に合わせた調査手法の導入を検討していきます。

※本計画は、人員配置や予算等が未確定な中で策定しているものであり、また、他の事業の進捗状況等によっては計画の途中で見直すこともあります。



# 宮若市地籍調査の工程一覧

## 【工程別作業内容】



### A・B工程

事業計画策定及び事務手続き  
事業着手準備作業(法務局資料収集等)

### C工程

基本三角点等から調査地区を測量する基礎となる基準点(地籍図根三角点)を設置するための測量

### D工程

C工程で設置した地籍図根三角点をもとに一筆毎の土地を測量する基礎となる基準点(地籍図根多角点)を設置するための測量

### E工程

登記簿及び公図から調査図素図を作成し、これをもとに関係土地所有者等の現地立会を行い、一筆毎の土地について地番、地目、所有者及び境界を確認する作業

### F工程

D工程で設置した地籍図根多角点を補足する基準点(細部図根点)を設置するための測量(FI)、並びに地籍図根多角点及び細部図根点等をもとに一筆毎の土地の筆界点を測量し(FII-1)、この測量結果から地籍図原図を作成する作業(FII-2)

### G工程

F工程で測量した筆界点座標をもとに一筆毎の土地の面積を測定する作業

### H工程

A～Gの各作業工程における調査及び測量の結果作成された地籍図原図及び地籍簿案を20日間一般の閲覧に供し、成果品たる地籍図及び地籍簿を作成する作業

地籍調査の成果(地籍図・地籍簿)を県が審査し、国土交通大臣の承認を得て県知事が認証

認証された地籍図及び地籍簿は、その写しを登記所(法務局)に送付するとともに市に備え付けられる



## 地籍調査事業実施計画表(10か年)

### 【宮田地区】

調査面積(km<sup>2</sup>)

年度	本城	龍徳	鶴田	宮田
R5	1.27			
R6		1.50		
R7		1.13		
R8		0.87		
R9			1.12	
R10			0.70	
R11	0.57	0.57		
R12	0.91			
R13	0.25			0.11
R14				0.59

10か年

調査予定面積

9.59 km<sup>2</sup>

### 【若宮地区】

調査面積(km<sup>2</sup>)

年度	山口	沼口	水原	竹原	平	稲光
R5	1.35					
R6	0.97					
R7	1.22					
R8	0.89					
R9	1.10					
R10		1.00				
R11		0.75				
R12			1.08			
R13			0.29	0.41	0.11	
R14					1.22	0.03

10か年

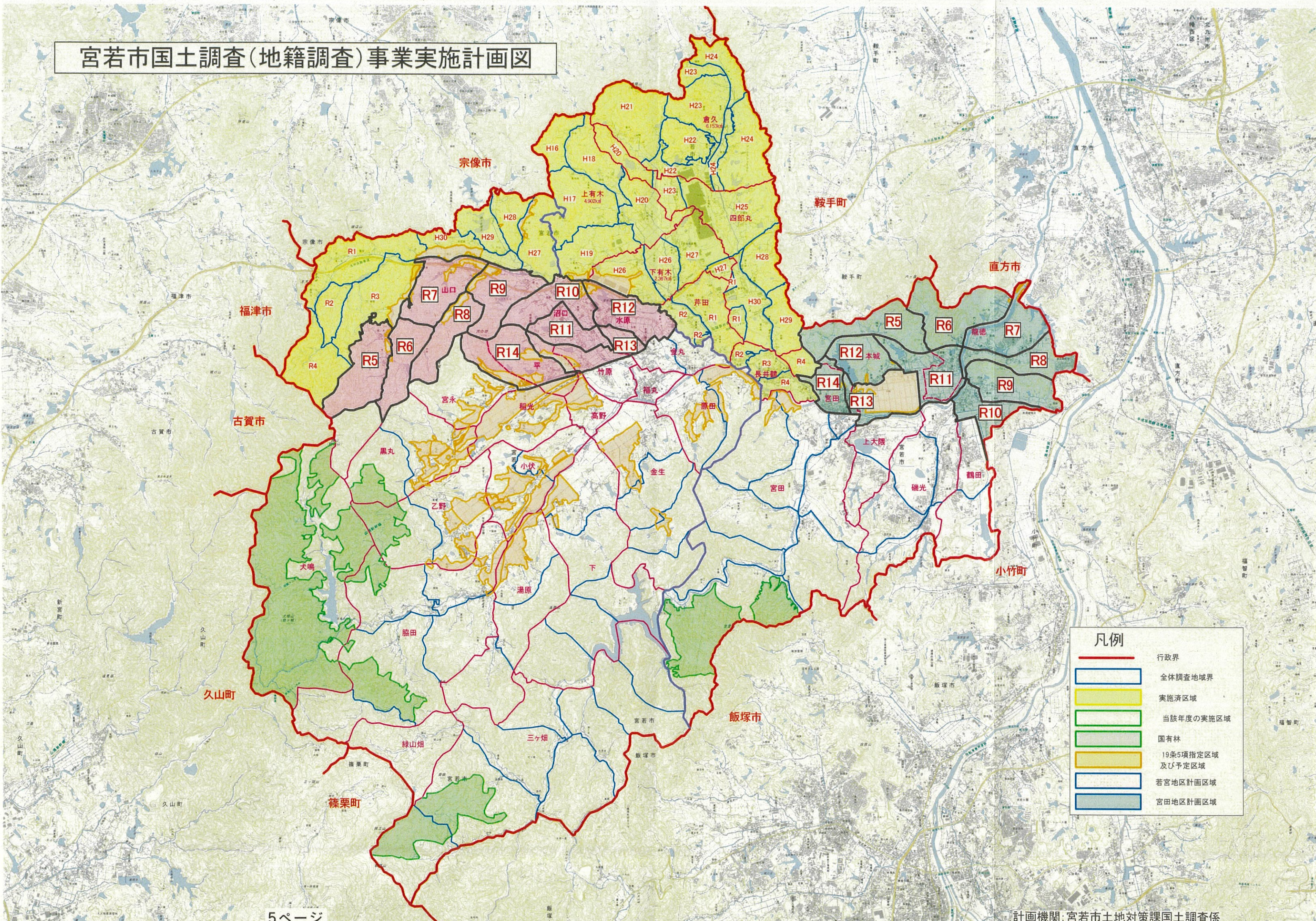
調査予定面積

10.42 km<sup>2</sup>

○上記の計画表は、各地区における現地調査(一筆地調査)の年度を表示しております。



# 宮若市国土調査(地籍調査)事業実施計画図



凡例	
	行政界
	全体調査地域界
	実施済区域
	当該年度の実施区域
	国有林
	19条5項指定区域 及び予定区域
	若宮地区計画区域
	宮田地区計画区域



## 資料

※国土調査法第19条5項指定地区は下記のとおり

No	事業名	地区名	面積(k m <sup>2</sup> )
1	地域改善対策特定農業基盤整備事業	稲光地区(米の山換地区)	0.18
2	地域改善対策農業基盤整備事業	金生地区(第6向田換地区)	0.26
3	地域改善対策農業基盤整備事業	原田地区(第8向田換地区)	0.39
4	農林業同和対策事業	原田地区(浦の谷換地区)	0.10
5	農林業同和対策事業	原田地区(尺野換地区)	0.07
6	地域改善対策農業基盤整備事業	乙野地区(乙野換地区)	0.29
7	県営担い手育成基盤整備事業	中地区(第1換地区)	0.83
8	県営ほ場整備事業	中地区(第2換地区)	0.60
9	県営ほ場整備事業	中地区(第3換地区)	0.17
10	県営ほ場整備事業	中地区(第4換地区)	0.39
11	宮田団地(若宮地区)造成事業	宮田団地	0.35
12	県営ほ場整備事業	中地区(第5換地区)	0.07
13	県営ほ場整備事業	中地区(第6換地区)	0.17
14	県営ほ場整備事業	中地区(第7換地区)	0.07
15	県営ほ場整備事業(担い手育成型)	吉川地区(乙野換地区)	0.36
16	鉱害復旧事業	本城竜徳地区(第二換地区)	0.78
17	基盤整備促進事業(担い手育成型)	所田地区	0.19
18	県営ほ場整備事業(担い手育成型)	吉川地区(下換地区)	0.27
19	県営ほ場整備事業(担い手育成型)	吉川地区(脇田換地区)	0.28
20	県営ほ場整備事業(担い手育成型)	金生地区	0.53
21	県営ほ場整備事業(担い手育成型)	吉川地区(湯原換地区)	0.32
22	県営ほ場整備事業(担い手育成型)	山口地区(野中換地区)	0.32
23	県営ほ場整備事業(担い手育成型)	山口地区(里換地区)	0.15
24	県営ほ場整備事業(担い手育成型)	山口地区(弥ヶ谷換地区)	0.06
25	県営ほ場整備事業(担い手育成型)	山口地区(畑換地区)	0.18
合 計			7.38